

## I 策定の趣旨等

- 策定の趣旨
  - ・清らかな水が豊富な山梨県には、14の蔵元があり、地域ごとに異なる水質で多彩な日本酒を造っている。
  - ・また、本県は日本のワイン発祥の地であり、日本を代表するワイン産地である。
  - ・一方で、不適切な飲酒は、アルコール依存症やアルコール健康障害の原因となる。
  - ・アルコール健康障害対策基本法では、都道府県は、アルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされている。

### 【アルコール依存症】

「何よりも飲酒を優先させる状態」  
飲酒のコントロールができない、離脱症状がみられる、健康問題等の原因が飲酒とわかっていながら断酒ができないなどの症状が認められる。

### 【アルコール健康障害】

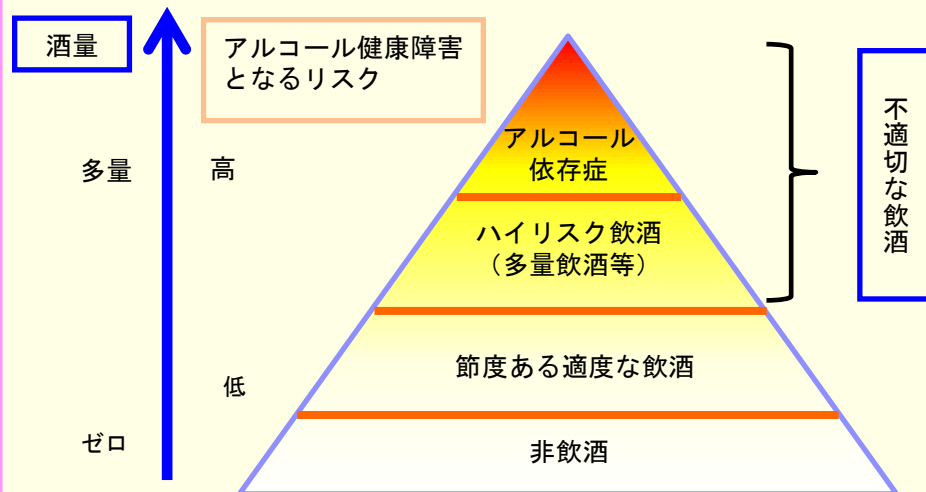
アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害。

- 計画の位置付け
  - ・健康増進法第8条の既定に基づき策定された「健やか山梨21(第2次)」などと調和を図りつつ、アルコール健康障害対策基本法第14条第1項の規定に基づき策定する。

### ○ 本計画の計画期間

- ・平成30年度を初年度とし、平成34年度までの5カ年間とする。

### 【参考】酒量とアルコール健康障害の構造



## II 現状及び課題

### (アルコール関連問題に関する相談件数)

◇近年、増加傾向にあり、平成28年度は、精神保健福祉センター及び保健所を合わせて、620件。

### (アルコール依存症者の生涯経験者数(推計人数))

◇本県の平成24年の成人人口に置き換えた場合、本県のアルコール依存症の生涯経験者は、0.7万人と推計。

### (生活習慣病のリスクを高める量のアルコールを摂取している者)

◇リスクを高める量のアルコールを摂取している者の割合(H21→H26)は、男性(11.9% → 13.0%)・女性(3.4% → 7.8%)とも増加。

### 課題① 正しい知識の普及及び人材育成

- ・飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する知識について、広く県民に普及。
- ・依存症者等の相談に応じている県や市町村職員などの対応力を向上。

### 課題② 相談及び治療拠点の整備

- ・アルコール健康障害を有している者等が気軽に相談できるよう相談窓口を明確化。
- ・診療については、地域における依存症治療の拠点となる専門医療機関を定め、支援体制を構築。

## III 基本方針

1. 正しい知識の普及や不適切な飲酒を防止
2. 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
3. 医療における質の向上と連携の促進
4. アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

### 【基本理念】

発生、進行及び再発の各段階に応じた  
予防対策の適切な実施により、適正飲酒を実現

## IV 施策体系

段 階	施 策 の 柱
発生予防	(1) 普及啓発活動の推進 ⇒アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)を中心に、県民のアルコール関連問題に対する関心と理解を図る。 (2) 未成年者等の飲酒の誘引防止 ⇒小学校、中学校及び高等学校において、アルコールが心身に及ぼす影響等について教育を行う。
進行予防	(3) 妊婦健康診査及び保健指導 ⇒妊婦健康診査及び母親学級等を通じて、妊婦自身や乳児への飲酒の悪影響に関する知識等の普及啓発を図る。 (4) 相談支援の充実 ⇒アルコール健康障害を有している人等が必要な相談を受けることができるよう、地域における相談体制の充実を図る。 (5) 医療体制の充実 ⇒治療等の拠点となる専門医療機関及び治療拠点を定め、適切な医療が受けられるよう支援体制を整備する。
再発予防	(6) 飲酒運転の防止 ⇒関係機関・団体と連携する中、飲酒運転根絶の気運の醸成を図り、飲酒運転を根絶するための取組を推進する。 (7) 社会復帰への支援 ⇒研修や情報提供を通じて当事者及び家族を支援する。 (8) 民間団体の活動に対する支援・連携 ⇒関係機関に対し、回復支援に役立つ社会資源についての情報を提供する。

## V 数値目標

指標	現況値	目標値 (H34年度)
生活習慣病のリスクを高める量のアルコールを摂取している者の割合	男性 13.0% 女性 7.8% (平成26年度)	男性 10.1% 女性 2.9% ※健やか山梨21に準ずる
未成年者の飲酒	中学3年 男子 6.0% 女子 6.1% 高校3年 男子 12.1% 女子 8.7% (平成28年度)	0% ※健やか山梨21に準ずる
妊娠中の飲酒	1.1% (平成28年度)	0% ※健やか山梨21に準ずる
依存症相談拠点 依存症専門医療機関 治療拠点機関	未設置	各1箇所以上 設置